

第 6543 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年10月16日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 死亡退職金と源泉徴収

Q：先日、役員が亡くなり、死亡退職金を支給しました。源泉徴収票の作成は必要ですか？

A：退職所得の源泉徴収票ではなく、退職手当等受給者別支払調書を提出します。

【解説】

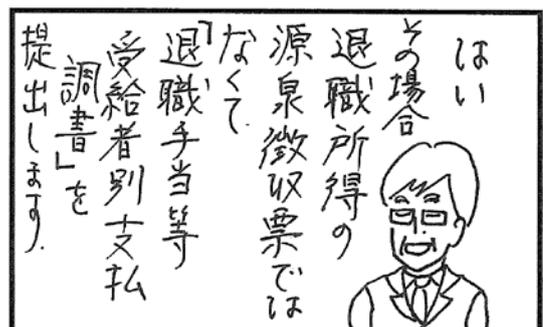
所得税では、「退職所得の源泉徴収票」を提出するのは、退職所得に該当する退職手当等とされています。

そして、死亡により退職した者に係る退職手当等で、その者の死亡後に支給期の到来するもののうち相続税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(みなし相続財産)については、所得税は課税されないとされています。

したがって、死亡後に支給する退職手当等は、退職所得に該当しないことから、「退職所得の源泉徴収票」を提出することは要しないことになります。

ただし、死亡後に支給した退職手当等でみなし相続財産となる退職手当等については、「退職手当等受給者別支払調書」を提出しなければならないとされていますので、この点に注意してください。

なお、「退職手当等受給者別支払調書」は、「退職所得の源泉徴収票」の提出範囲と異なり、役員以外の者であっても、受給者(相続人等)ごとの退職手当金等の支払金額が100万円超の場合は提出が必要になります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】